

電気学会九州支部長賞

平成元年 10 月	制定
平成 13 年 10 月	改定
平成 20 年 9 月	改定
平成 23 年 5 月	改定
平成 26 年 9 月	改定
令和 4 年 9 月	改定

規約

1. 電気学会九州支部は最優秀の成績で電気工学を修めた学生を表彰する。
2. 対象となる学生は九州支部管内の大学、工業高等専門学校で電気系教室より推薦のあった当該年度の卒業予定者とする。当該年度の 9 月卒業生（既卒業生）も対象とする。
3. 各大学、工業高等専門学校が推薦できる学生数は、大学においては学部卒業予定者及び修士課程（または博士前期課程）修了予定者それぞれより最大各 1 名、工業高等専門学校においては、卒業予定者及び専攻科卒業予定者よりそれぞれ最大各 1 名とする。
4. 電気学会九州支部は推薦のあった学生に対して審査を行い電気学会九州支部長名で表彰状を発行する。
5. 表彰状の文面は定められたとおりとする。
6. 申請時点で電気学会の会員又は入会手続き完了者には、副賞(QUO カード)を贈呈する。QUO カードの金額は、5,000 円とする。
7. 推薦手続きは下記の通りとする
 - ①各大学、高専へ郵送で手続き方法を案内
 - ②各大学・高専推薦者は、支部HPに掲載の推薦書フォーマットをダウンロード
 - ③各大学・高専の推薦者から電子メールにて、推薦書を添付送付受付
 - ④支部にて受賞者を審査決定し、各大学・高専推薦者宛てに賞状及び副賞を送付
8. 本規約は令和 4 年 10 月 1 日から発効する。
9. 本規約は役員会の決議に基づき変更できる。